

# 国土交通省事業評価部会審議結果について

東日本高速道路(株)

平成30年12月10日

あなたに、ベスト・ウェイ。



# 国土交通省事業評価部会審議結果について



## 1. 社会資本整備審議会 道路分科会 事業評価部会

### 1-1 社会資本整備審議会道路分科会事業評価部会委員名簿 (50音順、敬称略)

○：部会長

○	石田 東生	筑波大学名誉教授
	太田 和博	専修大学商学部教授
	鈴木 美緒	東京大学生産技術研究所特任助教
	竹内 健蔵	東京女子大学現代教養学部教授
	田島 夏与	立教大学経済学部教授
	田村 亨	北海商科大学商学部教授
	羽藤 英二	東京大学大学院教授
	原田 昇	東京大学大学院工学系研究科教授

### 2-2 社会資本整備審議会道路分科会 第16回事業評価部会 議事概要

#### ◇開催概要

日時：平成30年3月16日（金）15:00～17:15

議題：[審議事項]有料道路事業を活用した道路整備について

#### ◇審議対象

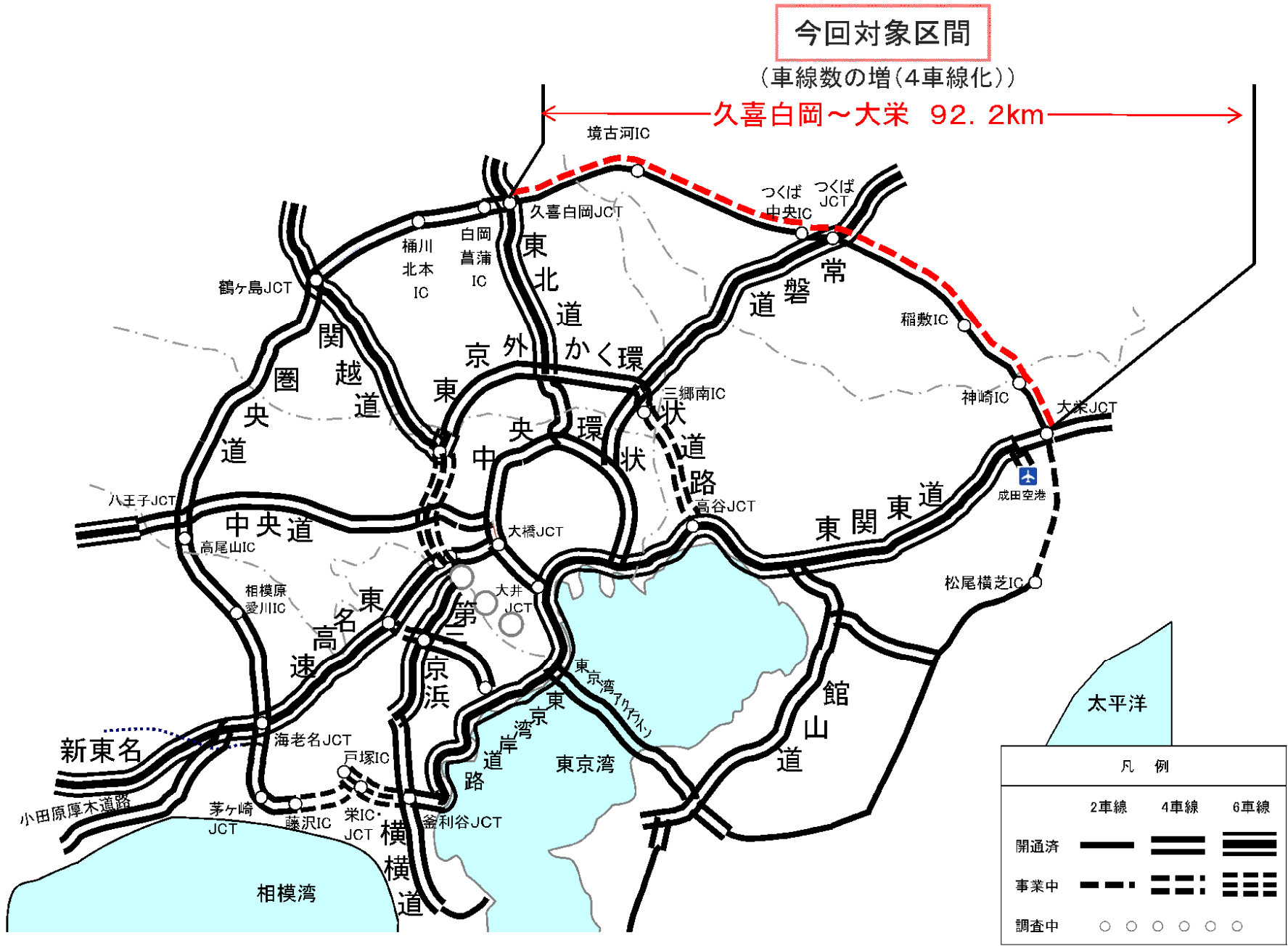
##### ①有料道路事業の導入・変更関係

国道468号首都圏中央連絡自動車道 大栄JCT～松尾横芝：有料事業費の変更 他3路線

##### ②4車線化関係（再評価）

国道468号首都圏中央連絡自動車道 久喜白岡JCT～大栄JCT：車線数の増 他2路線

# 一般国道468号 首都圏中央連絡自動車道(久喜白岡JCT~大栄JCT) [車線数の増(4車線化)]



注) IC、JCT名称には仮称を含む

出典:社会資本整備審議会道路分科会 第16回事業評価部会(H30.3.16)

# 一般国道468号 首都圏中央連絡自動車道(久喜白岡JCT~大栄JCT)の4車線化について

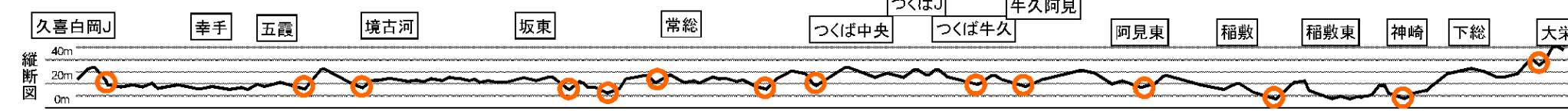


## <交通状況>

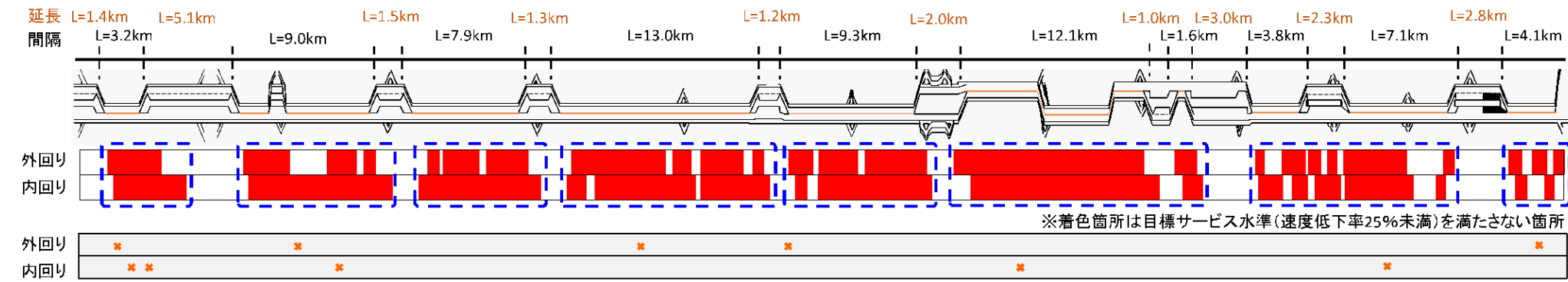
交通量 (台/日)	31,700	26,900	19,200	18,300	18,200	18,300	20,600	32,200	26,800	21,900	19,500	17,000	16,100	15,200	15,100
渋滞(回)	260	10	27	5	13	17	8	15	43	16	53	3	2	0	0
事故(件)	8	1	1	0	2	2	0	1	4	2	3	0	0	0	0

※交通量はH29.2.27~H30.1.31平均、渋滞回数・事故件数はH29.2.27~H30.1.31累計。(久喜白岡JCT~大栄JCT間全線開通以降で集計)  
 ※事故件数は死傷事故件数。

## <道路構造>



## <付加車線> 設置間隔: 1.6km~13.0km(平均7.1km)、設置延長: 1.0km~5.1km(平均2.2km)



※中央突破事故は総事故件数で、H29.2.27~H30.1.31累計。(久喜白岡JCT~大栄JCT間全線開通以降で集計)

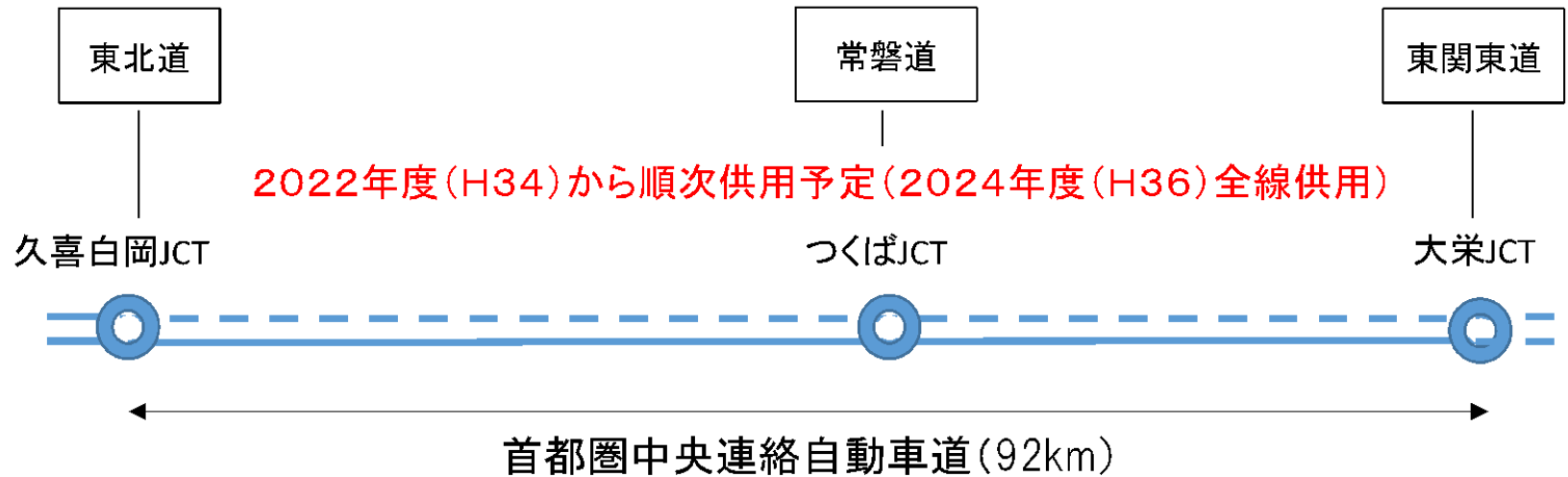
**全体評価: 久喜白岡JCT~大栄JCTの全線にわたり、速度低下が発生している状況から、4車線化が必要**

# 一般国道468号 首都圏中央連絡自動車道(久喜白岡～大栄)に係る有料投資額及び施行区分 (案)

○ 首都圏中央連絡自動車道(久喜白岡～大栄)については、財政投融資の活用により、有料道路事業者が実施し、事業を加速する。

(全体事業費 約3,820億円)

## <施工区分図>



4車線化	舗装・設備工事	有料道路事業 (東日本高速会社)	約3,820億円
	橋梁・土工工事		

注) IC、JCT名称には仮称を含む



# 国土交通省事業評価部会審議結果について

## 2. 部会審議結果

事務局より、有料道路事業の実施主体、施行区分及び車線数の増について説明し、委員から「有料道路事業の事業主体、施行区分および車線数の増については、妥当である」とのご意見をいただいた。

このことから『国土交通省所管公共事業の再評価実施要領』および『道路事業・街路事業に係る再評価実施要領細目』の規定に基づき、当該事業の再評価手続きが行われたものと位置付けられることから、この結果について事業評価監視委員会に報告を行う。

### ■再評価実施要領等について

国土交通省所管公共事業の再評価実施要項（平成30年3月30日施行）抜粋

#### 第4の1 再評価の実施手続き

- (5) 高速自動車国道の暫定区間の車線数の増加に係る事業については、本省等の学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、整備計画の変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする。

道路事業・街路事業に係る再評価実施要領細目（平成30年3月21日施行）抜粋

#### 第3の2 高速自動車国道の暫定区間の車線数の増加に係る事業の再評価の実施

実施要領第4の1（5）に定められた「高速自動車国道の暫定区間の車線数の増加に係る事業」とは、高速自動車国道と密接に関連し、暫定区間の車線数の増加を行うその他の道路を含む区間とする。

この場合、地方公共団体に意見を聴いた上で、当該事業区間の整備計画の変更等をもって、当該事業の全区間で再評価手続きが行われたものと位置づけるものとする。

また、当該規定に基づいて審議が行われた場合には、その結果を事業評価監視委員会に報告するものとする。

《参考》 国土交通省関東地方整備局（圏央道\_共同事業者）

平成30年度第1回事業評価監視委員会（平成30年7月5日開催）にて報告済み